

地域活力推進員

(会計年度任用短時間勤務職員)

募集案内

相模原市では、市民協働のまちづくりを目指し、自治会などの地域活動に理解と熱意があり、地域住民・団体とともに
"いい汗"を流せる人材を求めていきます！

- 地域住民・団体のために奉仕する「やさしい心」を持っている人
- 地域住民・団体とともに行動する「フットワークの良さ」を持っている人
- 地域住民・団体とのふれあいを大切にする「コミュニケーション力」を持っている人

受付期間：令和6年11月15日（金）～令和6年11月29日（金）必着

提出先：相模原市役所 市民局 市民協働推進課



相模原市地域活力推進員 選考案内

【名称等】 相模原市地域活力推進員（会計年度任用短時間勤務職員）

【募集人数】 若干名

【勤務内容（任用直後）】 主体的な団体事務局支援等

- (1) 地区自治会連合会の事務局支援及び市自治会連合会の事業への協力
- (2) 安全・安心まちづくり推進協議会地区支部の事務局支援
- (3) 地区自主防災隊の事務局支援
- (4) ふれあい広場管理運営委員会の事務支援及びふれあい広場の受付・管理
- (5) 地域市民まつり（ふるさとまつり）等の事務支援
- (6) その他 地域活動団体の事務局支援

※事務局支援の具体的な内容※

- ・会議の開催及び会議資料の作成、資料説明
- ・イベントや事業の企画及び実施支援
- ・関係機関との連絡調整 など

【勤務内容（変更の範囲）】 変更なし

【勤務日】 原則月曜日～土曜日(祝日及び12月29日～1月3日を除く)のうち
所属長が指定する5日間

【勤務時間】 午前9時から午後4時又は午前10時から午後5時（休憩1時間）
ただし、所属長が指定する場合は、午前6時から午後10時までの間の
6時間とする。

※イベント等で休日、早出・遅出等の勤務や、夜間の会議が週1回程度あります。

【勤務場所（任用直後）】 市内の次の施設の中から採用時に決定いたします。

【勤務場所（変更の範囲）】 市内の次の施設の中から採用時に決定いたします。

<緑区>	<中央区>	<南区>
橋本まちづくりセンター	中央6地区まちづくりセンター	大野南まちづくりセンター
大沢まちづくりセンター	①小山公民館 ②清新公民館	大野中まちづくりセンター
城山まちづくりセンター	③横山公民館 ④中央公民館	麻溝まちづくりセンター
津久井まちづくりセンター	⑤星が丘公民館 ⑥光が丘公民館	新磯まちづくりセンター
相模湖まちづくりセンター	大野北まちづくりセンター	相模台まちづくりセンター
藤野まちづくりセンター	田名まちづくりセンター	相武台まちづくりセンター
	上溝まちづくりセンター	東林まちづくりセンター

【給与及び勤務条件等】

- (1) 紹介は、相模原市会計年度任用短時間勤務職員の給与及び費用弁償に関する規則等に基づき、報酬、費用弁償、時間外勤務手当、期末手当等がそれぞれの支給条

件に応じて支給されます。

- (2) 報酬額 月額 222,000 円から（※報酬額は本市での職歴などによって決定。）
- (3) 保険等 神奈川県市町村職員共済組合(短期)、厚生年金保険、雇用保険
- (4) 休暇等 年次休暇、夏季休暇及び慶弔に係る休暇等

※上記内容は募集日時点のため、条例改正等により変更される場合があります。

【任用期間】 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間

※人事評価の結果が良好である場合、再度任用する場合があります。

【応募資格】 次の（1）～（3）の全ての要件を満たした者

- (1) 自治会などの地域活動や市民活動に関わった経験を有する者
- (2) パソコンで表計算、会議資料、チラシ作成ができる者
- (3) 普通自動車（第1種）運転免許を有する者

※業務内容により公用車等を運転する場合があります。

ただし、上記にかかわらず地方公務員法第16条に掲げる次の事項に該当する者は応募できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【選考方法】

選考	内 容		選考結果発送
第一次選考	書類選考 (申込書、作文)	<作文のテーマ> 「地域活動を支える仕事に求められること」 ※申込書及び作文(800字以内)は指定用紙に記入	12月中旬以降(予定)
第二次選考 (第一次選考合格者のみ)	パソコン操作 実技試験	<実施日> 令和7年1月上旬のうち、指定する日 ※詳細は第一次選考の合格通知に記載 <パソコン操作実技試験の使用OS及びソフト> OS:Windows11 ソフト:Microsoft 365	1月中旬以降(予定)
	面 接	パソコン操作実技試験と同日に実施	

【合否の発表】 第一次選考、第二次選考ともに合否にかかわらず文書で通知します。

※電話などによる個別の問い合わせはお断りします。

【補欠候補者】 第二次選考不合格者の中から、上位者を補欠候補者として、ご本人の同意を得た上で選考成績順に補欠名簿に登載します。登載期間は、令和8年3月31日までとし、欠員が生じた際には名簿上位者から順次採用します。勤務場所については、1ページで示したいずれかになります。

【応募書類】 「会計年度任用短時間勤務職員（地域活力推進員）選考申込書」及び「会計年度任用短時間勤務職員（地域活力推進員）作文用紙」（指定用紙）

【申込期間】 令和6年11月15日（金）～11月29日（金）**※必着**

【申込方法】 郵送

※封筒に「地域活力推進員申込書在中」と朱書きで記載してください。

※書留や簡易書留によらない申込の郵便事故については、一切考慮しません。

※この選考において提出された書類は、一切返却いたしませんのでご了承ください。

※この選考において市が収集する個人情報は、選考及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切しません。

ただし、採用者の個人情報は人事情報として使用します。

【その他の】 右のQRコードを読み込み、該当の職種を選んだ後、
様式をダウンロードして使用してください。



【問い合わせ・申込先】

相模原市役所 市民局 市民協働推進課

電話：042-769-8226（直通）

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

